国民健康保険のお知らせ

問い合わせ　国民健康保険グループ（☎㉟１７７１）

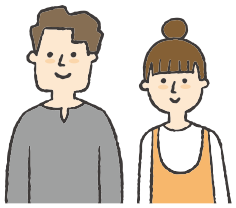

国民健康保険の新しい保険証（緑色）を送付します

現在、使用している保険証の有効期限は７月31日㈬です。
８月１日㈭から使用できる新しい保険証は、７月中旬に世帯ごとに簡易書留で郵送しますので、配達時に不在の場合は、再配達などの手続きをして、必ず受け取るようお願いします。

限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は７月31日㈬です

入院するときや高額な外来診療を受けるとき『限度額適用認定証』または『限度額適用・標準負担額減額認定証』を医療機関の窓口に提示することで、窓口での支払い額が自己負担限度額までとなります。８月１日㈭以降に認定証が必要な方は、更新手続きが必要ですので、国民健康保険グループまたは各支所で申請してください。

※７月１日㈪から事前申請を受け付けています。国民健康保険グループ（市役所４番窓口）での交付は７月25日㈭以降の予定です。
※マイナ保険証を利用する場合、認定証の事前申請は不要です。

対象（国民健康保険に加入している方）
- 70歳未満の方
- 70歳以上75歳未満で住民税非課税世帯の方または現役並み所得者Ⅰ、現役並み所得者Ⅱに該当する方

※国民健康保険税の納税状況により交付できない場合があります。

手続きに必要なもの
- 保険証
- マイナンバー（個人番号）が分かる書類
- 委任状（別世帯の方が申請する場合のみ）

※令和５年分の収入申告が未申告の方は、申告を済ませ、申告書の控えをご持参ください。
※各認定証は、申請した月の１日から有効となります。

◆70歳未満の方の自己負担限度額

区分	所得区分※２	自己負担限度額（月額）
ア	901万円超	252,600円＋（総医療費－842,000円）×１％ 【多数回：140,100円※１】
イ	600万円超 901万円以下	167,400円＋（総医療費－558,000円）×１％ 【多数回：93,000円※１】
ウ	210万円超 600万円以下	80,100円＋（総医療費－267,000円）×１％ 【多数回：44,400円※１】
エ	210万円以下	57,600円【多数回：44,400円※１】
オ	住民税非課税	35,400円【多数回：24,600円※１】

◆70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額

区分	所得区分※３	自己負担限度額（月額）	
		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者Ⅲ	課税所得690万円以上	252,600円＋（総医療費－842,000円）×１％ 【多数回：140,100円※１】	
現役並み所得者Ⅱ	課税所得380万円以上	167,400円＋（総医療費－558,000円）×１％ 【多数回：93,000円※１】	
現役並み所得者Ⅰ	課税所得145万円以上	80,100円＋（総医療費－267,000円）×１％ 【多数回：44,400円※１】	
一般	課税所得145万円未満	18,000円 （年間144,000円）	57,600円 【多数回：44,400円※１】
低所得者Ⅱ	住民税非課税	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		8,000円	15,000円

※１　過去12カ月以内に限度額を超えた支給が４回以上あった場合、４回目から『多数回』の該当となり、自己負担限度額が下がります。
※２　70歳未満の所得とは、同一世帯の国民健康保険加入者それぞれの総所得金額などから43万円を差し引いた金額を世帯で合算したものです。
※３　70歳以上75歳未満の課税所得とは、住民税の課税所得です。

12月２日㈪に紙の保険証が廃止されます

国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の原則一体化の方針に基づき、従来の紙の保険証を12月２日㈪に廃止し、保険証の新規発行や、紛失などによる再発行はできなくなります。
ただし、廃止の時点で発行済みの保険証は、12月２日㈪以降も記載されている有効期限までは引き続き使用することができますので、有効期限まで廃棄せずにお持ちください。
なお、マイナンバーカードをお持ちでない方、保険証の利用登録がない方（マイナンバーカードと健康保険証のひも付けが済んでいない方）には、保険証に代わる『資格確認書』を交付します。